



平成 29 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 武 井 俊 之
コ ー ド 番 号 5 3 9 3 (東 証 第 一 部)
本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 八 丁 堀 一 丁 目 6 番 1 号
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 中 田 公 敬
管 理 本 部 長
T E L 0 3 - 4 4 1 3 - 1 1 1 1
(U R L) (<http://www.nichias.co.jp>)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月開催予定の第 202 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月開催予定の取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、会社法第 195 条第 1 項に基づき、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更（以下「本単元株式数変更」といいます。）することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 2 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質同年9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、2株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年9月30日現在）	135,623,834株
併合により減少する株式数	67,811,917株
併合後の発行済株式総数	67,811,917株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、平成29年9月30日現在の発行済株式総数および本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成30年10月1日をもって、本株式併合の割合と同じ割合にて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	240,000,000株
変更後の発行可能株式総数	120,000,000株

(3) 併合により減少する株主数

（平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく株主構成）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	7,180名（100.0%）	135,623,834株（100.0%）
2株未満	91名（1.3%）	91株（0.0%）
2株以上	7,089名（98.7%）	135,623,743株（100.0%）

上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、2株未満の株主様91名（所有株式数の合計91株）は、当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合による影響等

本株式併合により発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更いたします。

(変更箇所は下線部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000,000</u> 株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000</u> 株とする。
第 7 条 (省 略)	第 7 条 (現行定款どおり)
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。

4. 日程

平成 29 年 10 月 16 日	取締役会決議
平成 30 年 6 月 28 日(予定)	第 202 期定時株主総会決議
平成 30 年 9 月 25 日(予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日(予定)	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上

(添付書類)

「単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A」

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 2 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4. (所有株式数について)

各株主様の本株式併合後の所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日（実質同年 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

(議決権数について)

議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,300 株	1 個	650 株	6 個	なし
例 3	941 株	なし	470 株	4 個	0.5 株
例 4	2 株	なし	1 株	なし	なし
例 5	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例 1 および例 4 では、特段のお手続きはございません。
- ・例 2 および例 3 では、単元未満株式（効力発生後において例 2 では 50 株、例 3 では 70 株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買取または買増制度がご利用いただけます。
- ・例 3 および例 5 において発生する端数株式数（0.5 株）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端株の割合に応じて分配いたします。
- ・例 5 では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、株主様がご所有の株式の資産価値に変動はありません。本株式併合の結果、ご所有の株式数は2分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は2倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の2倍となります。

Q 7. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？

A 7. 本株式併合により株主様の所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主自身で何か手続きは必要ですか？

A 8. 特段の必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または買増のお手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払させていただきます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上